

5（欠格事由である不正又は著しく不当な行為について）

指定の更新の欠格事由である「不正又は著しく不当な行為」とは具体的にどのようなケースが相当するのでしょうか。

指定の更新申請の際に都道府県等の指定権者が「不正又は著しく不当な行為をした」とあると判断した場合には指定の更新を受けられないのでしょうか。

（平成18年2月ブロック会議Q&A「問14」P944同旨）

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P95の7同旨）

（答）

指定の取消処分を受けていなくても、指定の更新に際し、「不正又は著しく不当な行為をした」と判断される場合には、指定の更新の欠格事由に該当するため、指定の更新を受けられません。これは都道府県等の指定権者において個別の事例に応じて適切に判断されることですが、具体例としては、改善命令に従わずに複数回に渡り指導等を受けているような場合などが該当すると考えられます。

6 (指定の取消処分による指定の更新への影響①)

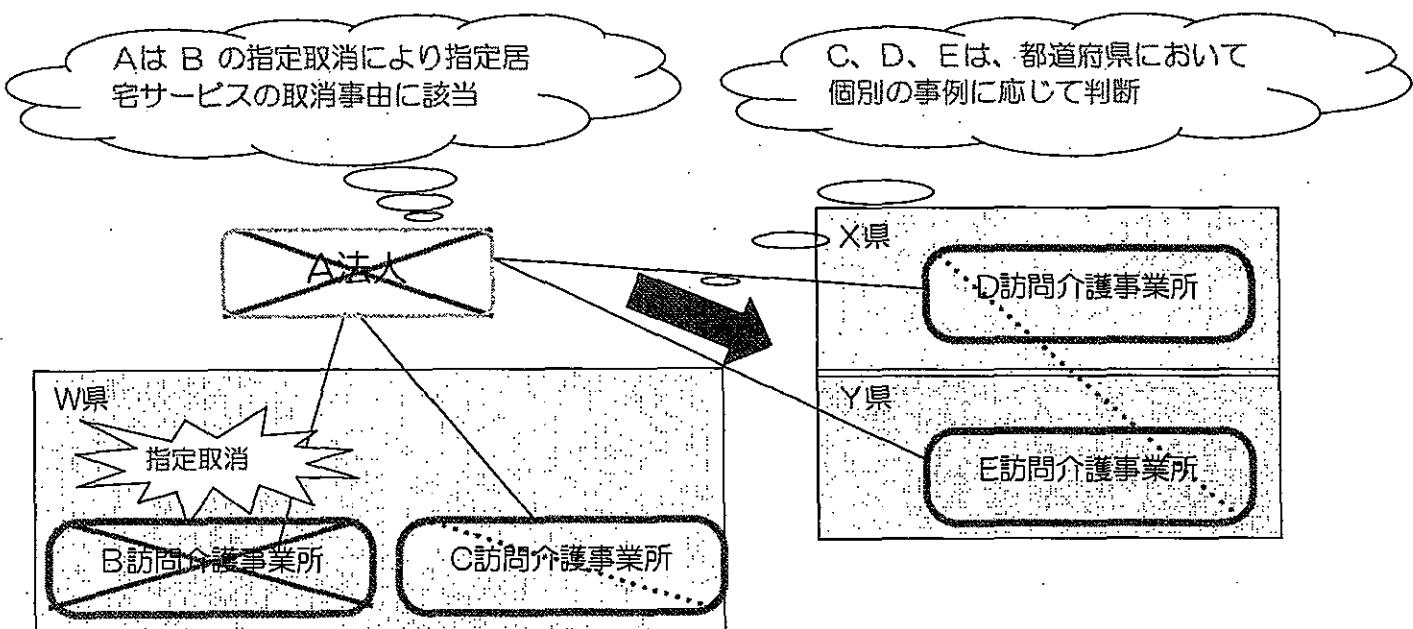
複数の居宅サービス事業所を複数の県においてA法人が経営する場合において、

- (1) 例えば、B訪問介護事業所において不正の事実が発覚し、立入検査を受け指定の取消処分を受けた場合、A法人が経営する同じ県のC訪問介護事業所及び他県のD、E訪問介護事業所についても立入検査を受け、指定の取消の処分を受けるのでしょうか。

(答)

B訪問介護事業所が指定の取消処分を受けると、A法人は「指定取消から5年を経過しない法人」という指定の取消事由に該当します。しかし、C訪問介護事業所を始めとした他の訪問介護事業所に対して、必ず立入検査が実施され、指定の取消処分が行われるのではなく、指定権者である都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断した上で、処分が決定されます。例えば、B訪問介護事業所の不正がA法人の指示であるなど法人の関与があると考えられる場合などには、C、D、E訪問介護事業所において指定の有効期間の満了を待たずに、指定の取消処分を受ける場合があります。

(イメージ図)

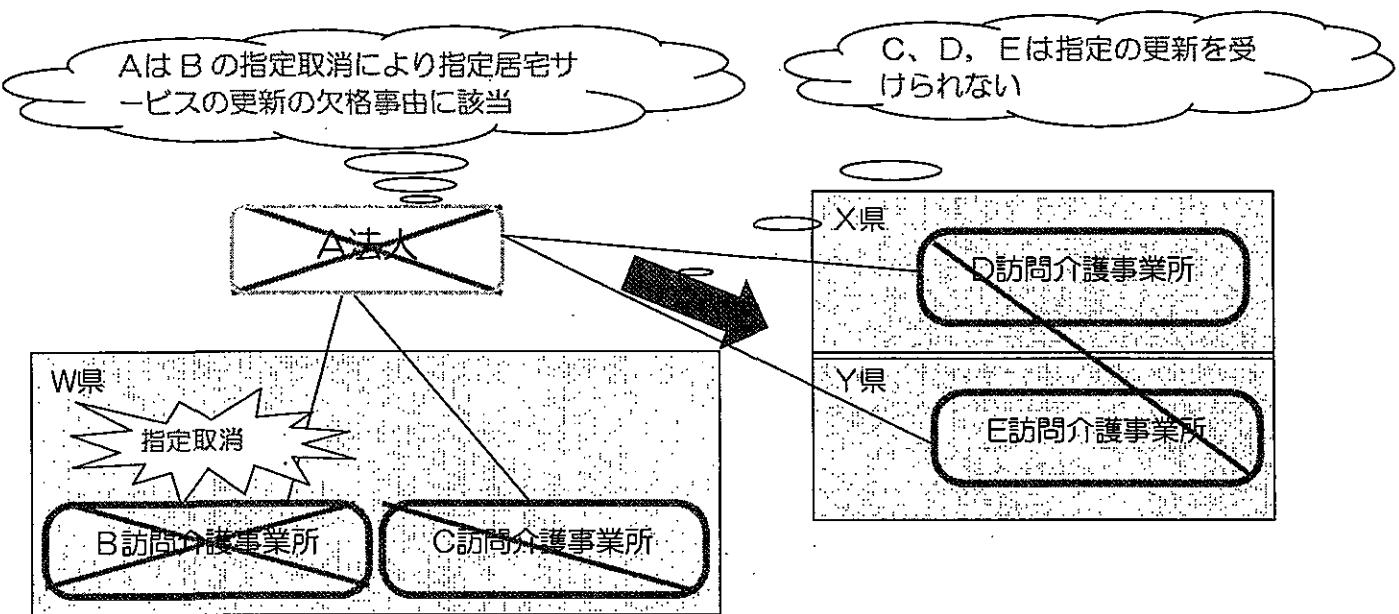


(2) 上記のケースでA法人が経営するC、D、E訪問介護事業所について、不正等の事実がなければ、C、D、E訪問介護事業所は指定の更新を受けられるのでしょうか。

(答)

A法人は、「指定取消から5年を経過しない法人」という指定の更新の欠格事由に該当し、C、D、E訪問介護事業所についても、例え不正の事実がなくても、B訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられませんので、指定の効力を失うことになります。

(イメージ図)



7 (指定の取消処分による指定の更新への影響②)

同じ建物内でA居宅介護支援事業所、B通所介護事業所及びC介護予防通所介護事業所の介護サービス事業を経営しているD法人において、

(1) 例えば、A居宅介護支援事業所が指定の取消処分を受けた場合において、B通所介護事業所とC介護予防通所介護事業所についても立入検査を受け、指定の取消処分を受けるのでしょうか。

(答)

A居宅介護支援事業所が指定の取消処分を受けると、D法人は「指定取消から5年を経過しない法人」という指定の取消事由に該当しますが、B通所介護事業所及びC介護予防通所介護事業所は、居宅介護支援事業所とは、それぞれ別の指定の類型の事業であり、同じ建物で事業を実施しているからといって直ちに取消処分の対象となるわけではありません。

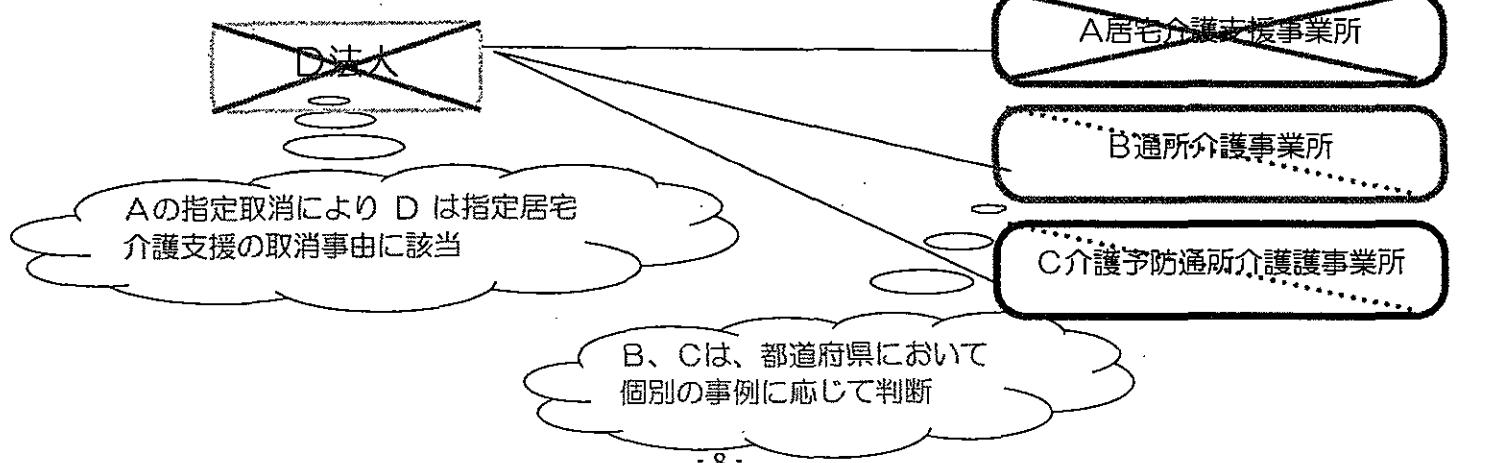
ただし、A居宅介護支援事業所の指定の取消の原因となった事実について、別の類型の指定であるB通所介護事業所とC介護予防通所介護事業所においても「不正又は著しい不当な行為をした」と判断しうるようなケースについては、指定の取消処分を受ける場合もあります。

※それぞれのサービスの指定の類型（詳細についてパンフレットの6頁参照）

- ・居宅介護支援事業所 → 指定居宅介護支援事業者
- ・通所介護事業所 → 指定居宅サービス事業者
- ・介護予防通所介護事業所 → 指定介護予防サービス事業者

指定取消

(イメージ図)

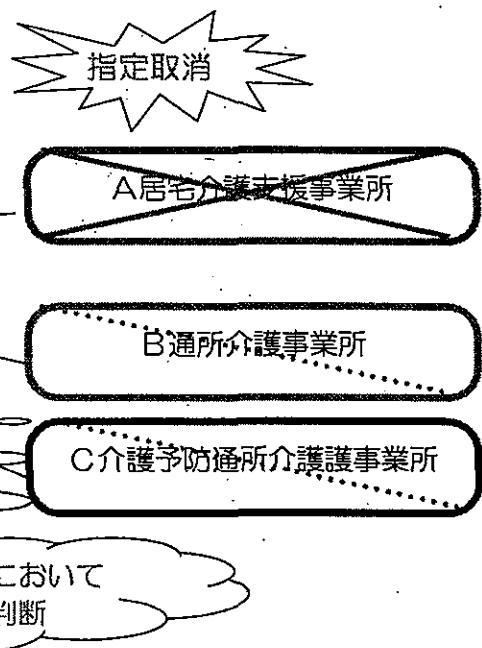


(2) 上記のケースでA居宅介護支援事業所が指定の取消処分を受けてから5年が経過しない間にB通所介護事業所とC介護予防通所介護事業所の指定の効力の有効期間が満了した場合、両事業所は指定の更新を受けられるのでしょうか。

(答)

D法人は指定の更新の欠格事由である「指定の取消から5年を経過しない法人」に該当しますが、B通所介護事業所及びC介護予防通所介護事業所は、それぞれ別の指定の類型の事業であり、直接的には指定の更新を受けられなくなるわけではありません。

ただし、A居宅介護支援事業所の指定の取消の原因となった事実について、別の類型の指定であるB通所介護事業所とC介護予防通所介護事業所においても「不正又は著しい不当な行為をした」と判断しうるようなケースについては、指定の更新を受けられない場合もあります。



8（指定の取消処分による指定の更新への影響③）→社会福祉法人の場合

複数の介護保険施設と居宅サービス等を経営する社会福祉法人Aにおいて、例えば、B介護老人福祉施設が指定の取消処分を受けた場合、サテライト施設であるC地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、B介護老人福祉施設に併設のD通所介護事業所、他県のE介護老人福祉施設、F介護老人保健施設については、指定・許可の更新を受けられるのでしょうか。

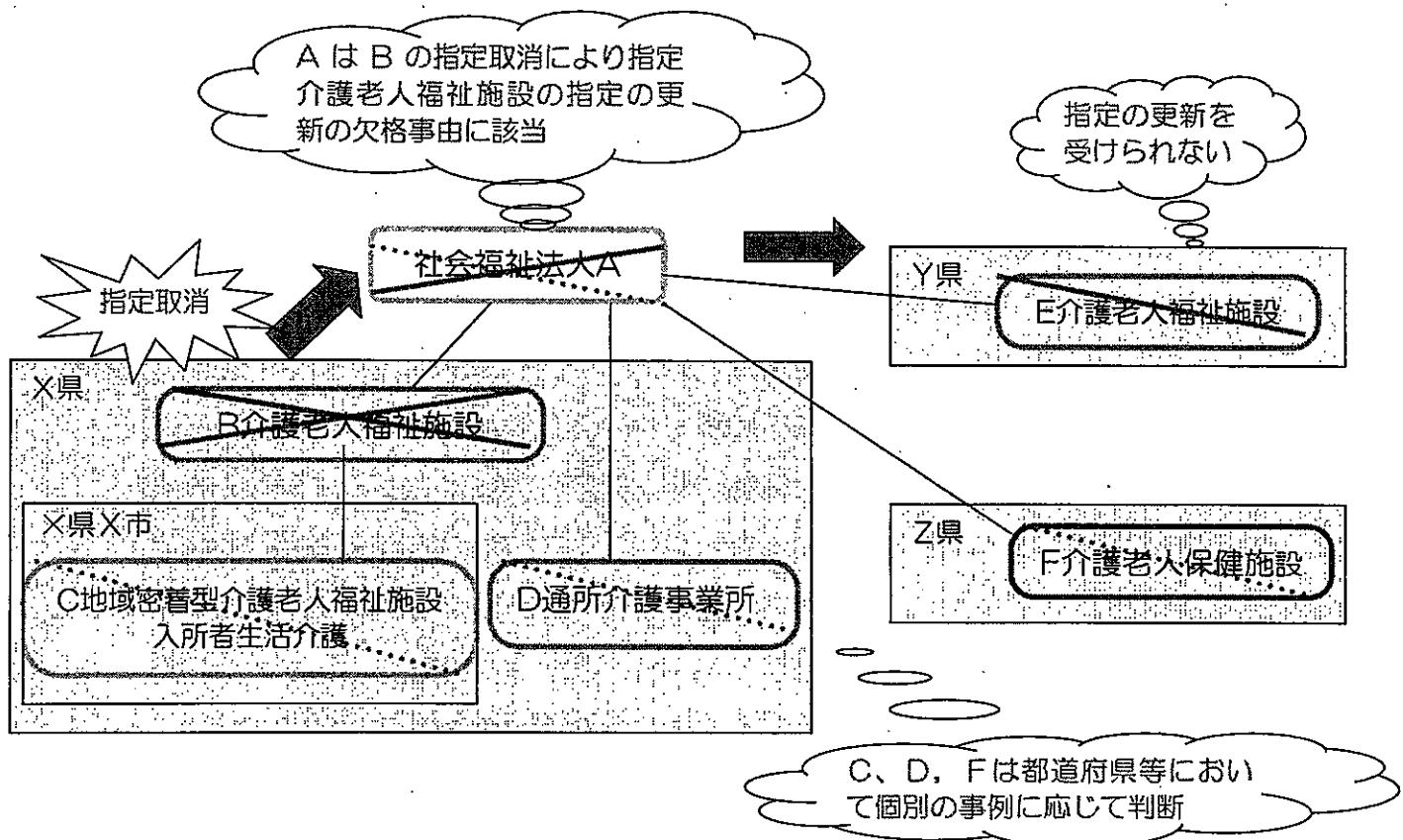
（答）

社会福祉法人Aは、B介護老人福祉施設の指定の取消処分により、「指定の取消から5年を経過しない法人」という指定の更新の欠格事由に該当するため、社会福祉法人Aが経営する他県のE介護老人福祉施設についても、例え不正の事実がなくとも、5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、同じ規定により、指定の更新を受けられず、指定の効力を失うことになります。

B介護老人福祉施設のサテライト施設であるC地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、B介護老人福祉施設に併設のD通所介護事業所、及び他県にあるF介護老人保健施設については、介護老人福祉施設とは別の指定の類型であるため、直接的には指定・許可の更新を受けられなくなるわけではありません。

ただし、前問と同様にB介護老人福祉施設の指定の取消の原因となった事実について、別の類型である介護サービス事業においても「不正又は著しい不当な行為をした」と判断しうるようなケースについては、指定・許可の更新を受けられない場合もあります。

(イメージ図)



9（指定の取消処分による指定の更新への影響④）→医療法人の場合

D介護療養型医療施設、E介護老人保健施設、及びF通所リハビリテーション事業所（Eのみなし指定を受けた事業所）を経営している医療法人Aの理事であるB氏が別に診療所を開業し、C介護療養型医療施設を経営している場合に、C介護療養型医療施設に不正が発覚し、立入検査を受けた結果、指定の取消処分を受けた場合には、医療法人Aが経営するD介護療養型医療施設、E介護老人保健施設、F通所リハビリテーション事業所は、指定・許可の更新を受けられるのでしょうか。

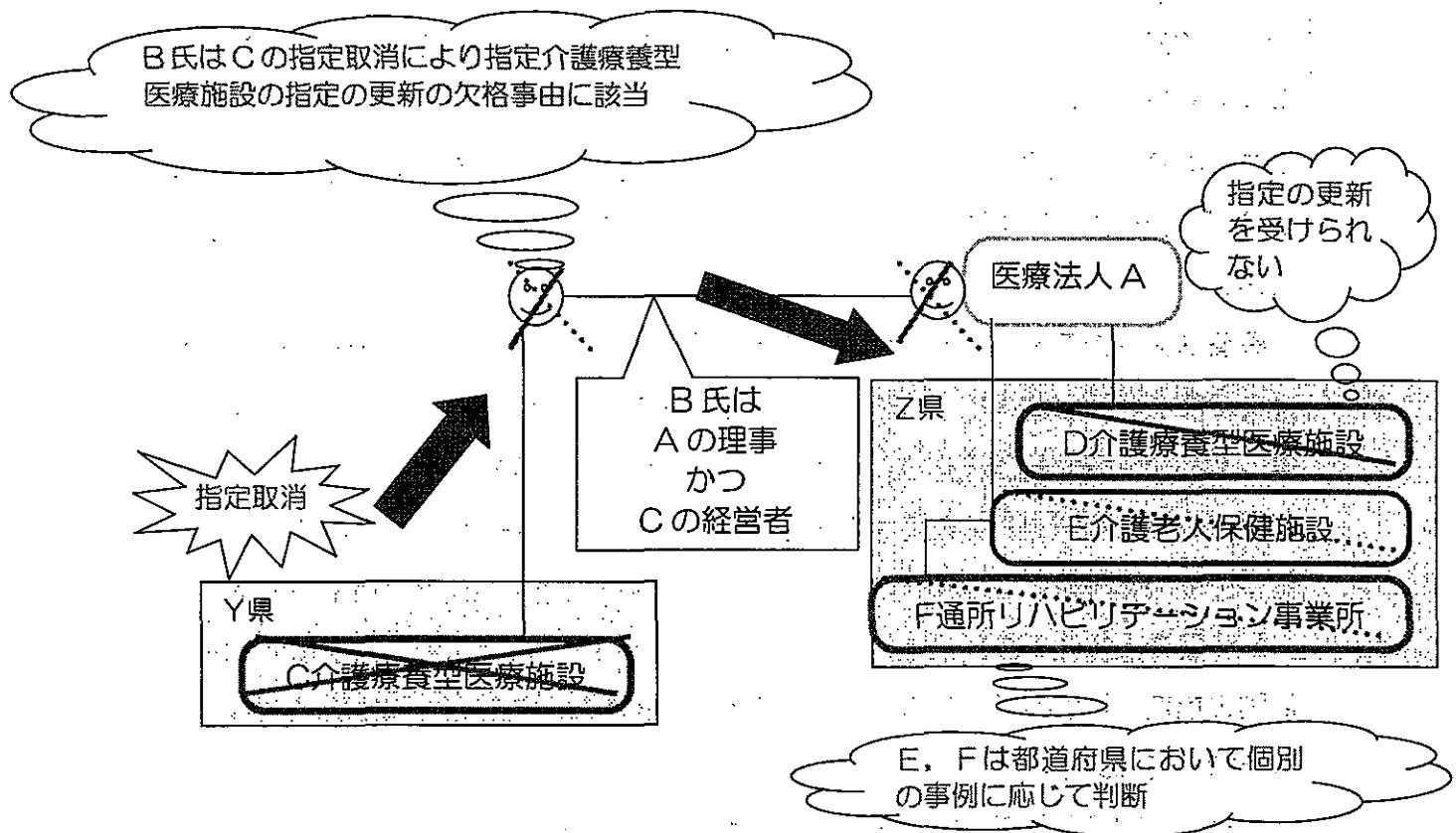
（答）

医療法人Aの理事であるB氏は、指定の更新の欠格事由である「指定の取消を受けてから5年間を経過しない役員等」に該当するので、医療法人Aは同じ指定の類型であるD介護療養型医療施設に関しては、例え不正の事実がなくても、5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、同じ規定により、指定の更新を受けられず、指定の効力を失うことになります。

E介護老人保健施設とF通所リハビリテーション事業所については、問7と同様に別の指定・許可の類型であるので、直接的には指定・許可の更新を受けられなくなるわけではありません。

ただし、問7と同様にC介護療養型医療施設の指定の取消の原因となった事実について、別の類型である介護サービス事業においても「不正又は著しい不当な行為をした」と判断しうるようなケースについては、指定・許可の更新を受けられない場合もあります

(イメージ図)



10（指定の取消処分による指定の更新への影響⑤）→地域密着型サービスの場合

複数の市町村で地域密着型サービス事業所を経営するE法人においてX県x市のA認知症対応型共同生活介護事業所が指定の取消処分を受けた場合、同市のB認知症対応型共同生活介護事業所、Y県y市のC小規模多機能型居宅介護事業所については、同じ指定の類型であるために指定の更新は受けられなくなるのでしょうか。

（答）

地域密着型サービスについては、指定の取消の原因となった事実によって、地域密着型サービスの事業所の指定の更新を受けられない場合と、市町村長の判断により指定の更新を受けられる場合があります。（下表参考）

従って、B 認知症対応型共同生活介護事業所及び C 小規模多機能型居宅介護事業所については、A 認知症対応型共同生活介護事業所が取消の原因となった事由によってその取扱いは変わります。（後述の（1）、（2）のケースを参照）

指定の更新を受けられない場合の取消事由	市町村長の判断により指定の更新を受けられる場合の取消事由
<p>① 事業者が、介護保険法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者に該当するに至ったとき。</p> <p>② 事業者が、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又はこれに基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないとの規定に違反したと認められるとき</p> <p>③ 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>④ 事業者が、市町村から、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、</p>	<p>① 事業者の役員等が次のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>ア 法第78条の9第2号から第5号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消の処分に係る聴聞の通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>イ アの期間内に事業の廃止の届出等をした法人において、アの通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出等の日から5年を経過しないもの</p> <p>② 事業者が、指定を行うに当たって付された</p>

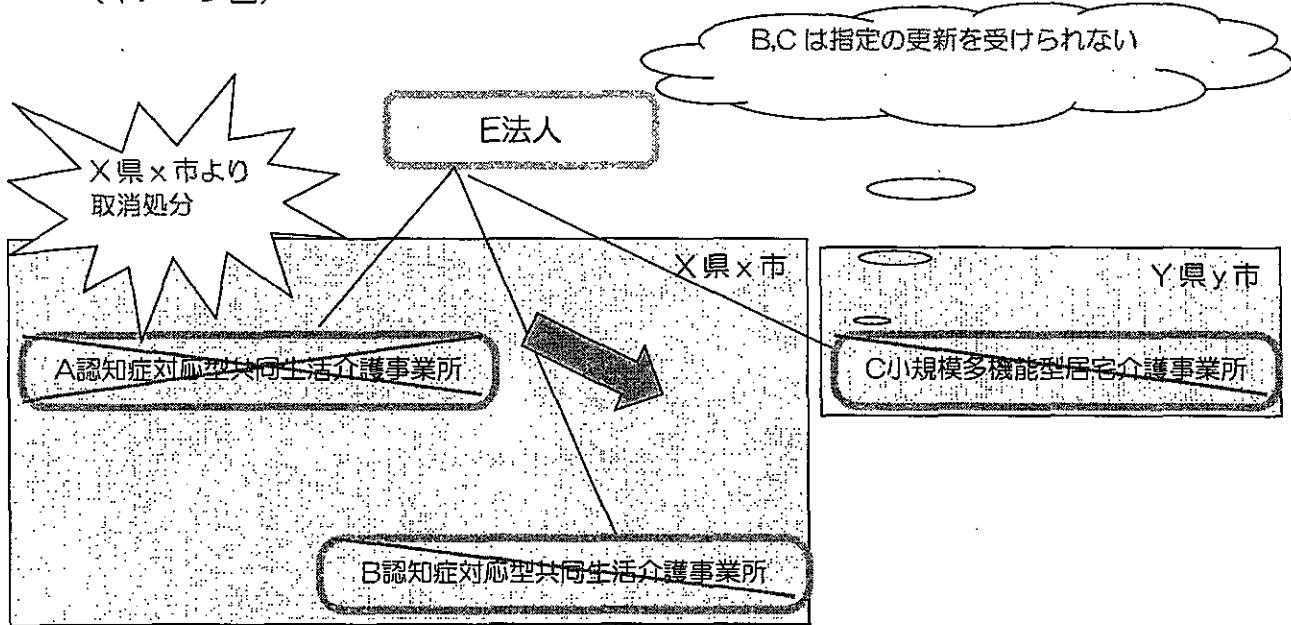
<p>又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>⑤ 事業者又は事業所の従業者が、市町村から、出頭を求められてこれに応じず、質問に対して回答せず、虚偽の回答等をしたとき。</p> <p>⑥ 事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。</p> <p>⑦ 事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※ 介護保険法第78条の2第4項参照</p>	<p>条件に違反したと認められるとき。</p> <p>③ 事業者が、事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等を満たすことができなくなったとき。</p> <p>④ 事業者が、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>※ 介護保険法第78条の2第5項参照</p>
--	---

(1) 上記のケースで例えば、A 認知症対応型共同生活介護事業所が不正な介護報酬の請求をして指定の取消処分を受けた場合に、B 認知症対応型共同生活介護事業所及び C 小規模多機能型居宅介護事業所は、指定の更新を受けられるでしょうか。

(答)

A 認知症対応型共同生活介護事業所が不正な介護報酬の請求をして指定の取消処分を受けたことは、指定の更新を受けられない場合の取消事由に該当するので、B 認知症対応型共同生活介護事業所及び C 小規模多機能型居宅介護事業所については、例え不正の事実がなくても、A 認知症対応型共同生活介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられませんので、指定の効力を失うことになります。

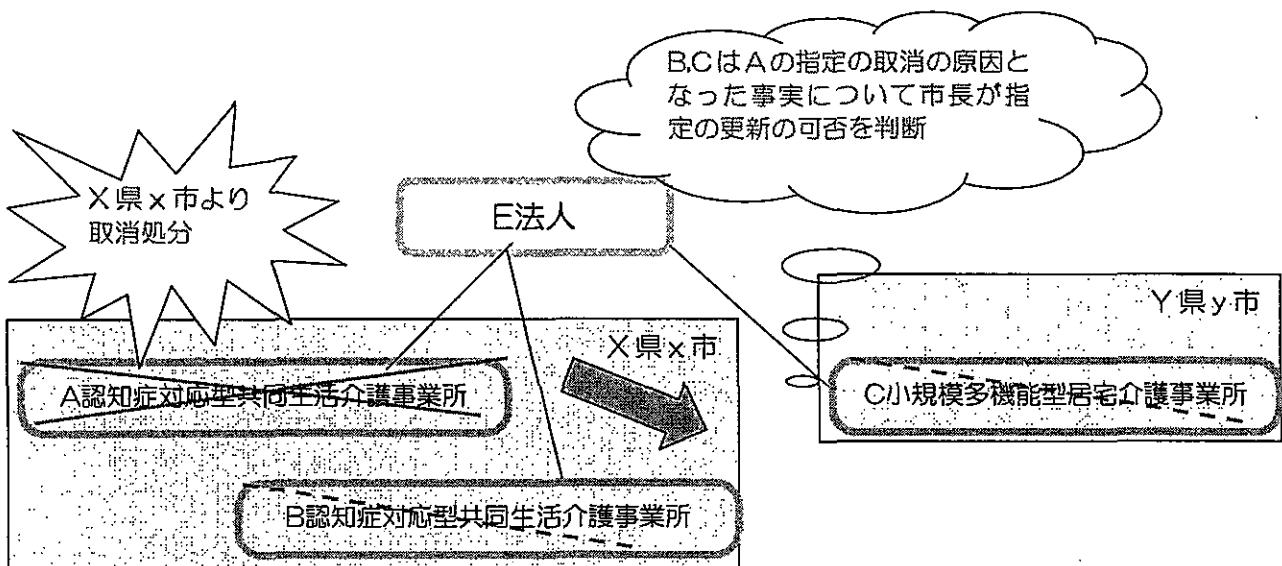
(イメージ図)



(2) 上記のケースで例えば、A 認知症対応型共同生活介護事業所が×市から指定を受ける際に付された条件に違反して指定の取消処分を受けた場合に、B 認知症対応型共同生活介護事業所及び C 小規模多機能型居宅介護事業所は、指定の更新を受けられるでしょうか。

(答)

A 認知症対応型共同生活介護事業所が×市から指定を受ける際に付された条件に違反して指定の取消処分を受けたことは、市町村長の判断により指定の更新が受けられる場合の取消事由に該当するので、B 認知症対応型共同生活介護事業所においては×市が、また、C 小規模多機能型居宅介護事業所においてはy市が、個別の事例に応じて指定の更新の可否を判断することになります。



11（みなし指定の事業者の効力について）

介護保険法上の居宅療養管理指導のみなし指定を受けた診療所において、不正の事実が発覚し、立入検査の結果、指定の取消の処分を受けた場合、居宅療養管理指導のみなし指定の効力はどのような取り扱いになるのか教えてください。

（答）

みなし指定を受けている居宅療養管理指導が指定取消を受けた場合、当該診療所の開設者は処分を受けてから5年間、介護保険法の居宅療養管理指導のサービスを実施できません。居宅療養管理指導を再開する際には、処分から5年経過した後、改めて指定の申請を行う必要があります。

12（指定・更新の欠格事由に相当する行政処分について）

不正の事実が発覚し、都道府県等による立入検査の結果、指定の効力の全部又は一部停止の処分を受けた場合、指定の効力の有効期限の満了に伴い、指定の更新を受けられなくなるのでしょうか。その場合、介護サービス事業者は業務を行えなくなるのでしょうか。

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P94の4同旨）

（答）

指定の取消処分については、指定の欠格事由となります。指定の効力の全部又は一部停止の処分は欠格事由にはあたらず、直接的には指定の更新を受けられなくなるわけではありません。

ただし、都道府県等の指定権者が当該事実について「不正又は著しく不当な行為をした」と判断した場合はその限りではありません。